

# 広島県手をつなぐ育成会 互助制度のご案内

(育成会の入院保険・AIG損保の普通傷害保険)

当制度は2019年度より「付添看護料共済制度」から名称変更しました。「お互いに助け合い、共に生きる」という互助精神は変わらず運営してまいります。

## 病気とケガでの入院に備えて

### 入院保険

- 付添看護保険金
- 差額ベッド費用保険金
- 入院一時保険金
- 入院諸費用保険金

入院保険 引受認可特定保険業者  
一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会

## ケガをしたときや 他人への損害賠償に備えて

### 傷害保険

- 入院保険金
  - 手術保険金
  - 通院保険金
  - 死亡保険金・後遺障害保険金
- ### 他人への損害賠償金

普通傷害保険 引受保険会社  
AIG損害保険株式会社

心身に障害のある人が病気やケガで入院をし、付添看護が必要となったときや、突発的に他人に損害を与えたときの大きな出費にそなえて、いざというときのためにみんなで助け合いましょう。これが、「**広島県手をつなぐ育成会 互助制度**」です。

A、B2つの加入プランがあります。

一般社団法人  
広島県手をつなぐ育成会

# ～ 広島県手をつなぐ育成会の入院保険 ～

病気やケガで入院したときの補償

1日目より補償

**入院保険** (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。)

被保険者が病気やけがの治療(治療のための検査を含む)により、補償期間中に開始した入院1日目から、次の保険金をお支払いします。

	Bプラン	Aプラン
<b>1</b> 付添看護保険金(1日につき)		
家政婦・施設職員の付添看護	8,000円	8,000円
保護者・家族の付添看護	5,000円	5,000円
<b>2</b> 差額ベッド費用(1日につき)	3,000円 までの実費	ありません
<b>3</b> 入院諸費用(入院1日につき)	1,000円	ありません
<b>4</b> 入院一時金(1入院につき)	5,000円	ありません

※付添看護の入院1日とは**4時間**以上とします。

※入院1日目より対象、補償期間中**30日限度**となります。

※入院一時金は、付添看護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用のいずれかの支払い日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。

※入院一時金は日帰り入院については対象となりません。

※新規加入の場合は、入会后**3ヶ月を経過した翌日**の入院開始から補償対象となります。

※日本国内での入院に対して補償されます。

※地震・噴火・津波などの天災が原因で受傷した場合は、対象となりません。



※保険契約者保護機構の対象となっていませんが、運営には細心の注意を払っています。

〈入院保険 引受認可特定保険業者〉

**一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会**

〒733-0004 広島市西区打越町17番27号 育成会総合福祉センター  
TEL.082-537-1773 FAX.082-225-7555

# ～ AIG損保の普通傷害保険 ～

Bプランでご加入の場合

## 1 本人の傷害(ケガ)の補償

※地震・噴火・津波によるケガも対象となります  
※てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは対象外

(1)入院保険金(180日限度)

入院1日につき **3,000円**



Aプランでご加入の場合  
(1)2,000円

(2)手術保険金

(1事故あたり1回が限度)  
手術の際の入院の有無によって  
入院中 **3万円**  
入院中以外 **1.5万円**



Aプランでご加入の場合  
(2)入院中 2万円  
入院中以外 1万円

(3)通院保険金(90日限度)

通院1日につき **1,000円**



Aプランでご加入の場合  
(3)ありません

(4)死亡保険金・後遺障害保険金

死亡したとき **200万円**  
後遺障害が残ったとき  
**200万円～8万円**  
(障害の程度に応じて)

Aプランでご加入の場合  
(4)Bプランと同額

- ※(1)は、事故の日から180日以内の入院を補償します。
- ※(2)は、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合に補償します。
- ※(3)は、事故の日から180日以内の通院を補償します。
- ※(4)は、事故の日から180日以内に死亡した場合、または身体に後遺障害が生じた場合に補償します。
- ※死亡保険金の受取人は法定相続人となります。法定相続人がいない場合には、死亡保険金はお支払いできません。
- ※自傷行為などによるケガで急性性・偶然性・外来性のないものは対象外です。
- ※疾病を原因とするケガについては対象外です。

## 2 他人への損害賠償

国内及び国外で、日常生活上の偶然な事故により、他人に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

個人賠償責任補償(対人・対物賠償) 1事故支払限度額 **5,000万円まで**(自己負担額なし)

Aプラン、Bプラン共通

- ※心神喪失状態で発生した事故は補償の対象外となります。
- ※被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限り、被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。
- ※個人賠償保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じて保険金を支払います。
- 損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返し行う場合等、頻度やその事故の内容によって変わります。
- ※同居のご家族に対する賠償責任は対象なりません。
- ※他人の物でも、預かったり、借りたりしている物への賠償責任は対象なりません。
- ※自動車等の所有・使用・管理に起因する場合は対象なりません。(自動車保険の範囲)
- ※他人の洋服やテレビなどを損傷し、賠償する場合、使用に伴う消耗分を差し引いてお支払いします。
- ※施設の職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災が適用となります。

### 支払事例

●他人の家の窓ガラスをこわす



●他人の自動車に傷をつける



●他人のメガネをこわす



●他人を傷つける



- この保険は普通傷害保険の約款により支払われます。
- この保険は一般社団法人広島県手をつなぐ育成会が契約者となる団体契約です。
- 普通傷害保険に関するお問い合わせは取扱代理店または引受保険会社へお願いいたします。
- 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。(個人賠償責任補償)
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

ご加入者の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ず一読ください。特に、「保険金をお支払いしない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。次の場合、下記へご連絡ください。

- (1)補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや個人賠償事故)にあわれた場合は、取扱代理店または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- (2)後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (3)保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- (4)団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

〈取扱代理店〉

**ジェイアイシーウエスト広島株式会社**

〒730-0011 広島市中区鉄砲町1-20 第3ウエノヤビル8階  
TEL.082-511-7025 FAX.082-511-7026  
受付時間:午前10時～午後4時(土・日・祝日・年末年始を除く)

〈普通傷害保険 引受保険会社〉

**AIG損害保険株式会社 広島支店**

TEL.082-535-6010

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

# ～ご加入についてのご案内～

## 加入できる人

- 一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会の会員
- 被保険者は知的障害のある方が対象となります。

## 年間保険料

- Aプラン **13,200円** スタンダード型
- Bプラン **19,800円** 補償充実のおすすめ型

内 訳	Aプラン	Bプラン
育成会保険料	<b>7,940円</b>	<b>10,230円</b>
AIG損保保険料	<b>5,260円</b>	<b>9,570円</b>

## 補償期間

- 毎年4月1日から1年間となります。  
新規加入の場合、入院保険のみ3カ月の給付除外(待機)期間があります。

## 加入申込方法

- 所定の加入依頼書・預金口座振替依頼書に必要事項をご記入、ご捺印の上、所属支部(支部長)にお申込下さい。支部不明の方は広島県手をつなぐ育成会事務局までお問合せ下さい。
- 年度の中途加入もできます。中途加入の場合は加入依頼書・預金口座振替依頼書に必要事項をご記入、ご捺印の上、保険料(下表の各加入月に記載のプラン別保険料)を添え、所属支部(支部長)にお申込下さい。(翌年から口座引落となります。)
- 申込締切日:(4月1日加入ご希望の方) 3月10日  
(5月1日以降の中途加入ご希望の方) 加入希望月の前月20日

## 加入月別の保険料表

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
残月数	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
Aプラン	13,200円	12,100円	11,000円	9,900円	8,800円	7,700円	6,600円	5,500円	4,400円	3,300円	2,200円	1,100円
Bプラン	19,800円	18,150円	16,500円	14,850円	13,200円	11,550円	9,900円	8,250円	6,600円	4,950円	3,300円	1,650円

※上記には育成会保険料(制度運営費200円を含む)・AIG損保保険料を含みます。  
※AIG損保保険料には、団体割引15%(加入者数1,000名～2,999名の場合)が適用されています。

### 個人情報のお取扱いについて

当会は、加入依頼書に記載された個人情報を引受保険会社に提供します。  
引受保険会社は個人情報を、(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金のお支払い、(2)関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、(3)引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理・サービスの充実、(4)その他保険に関連・付随する業務のために利用し、個人情報を再保険(再々保険以降の出再を含む)のため、再保険を取り扱う他の保険会社に提供する場合、等があります。詳細につきましては、AIG損害保険株式会社のホームページ(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)に掲載のプライバシーポリシーをご覧ください。



## 一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会

〒733-0004 広島市西区打越町17番27号 育成会総合福祉センター  
TEL.082-537-1773 FAX.082-225-7555